

2018 司法書士オープン【総合編①】

記述式(商業登記)

採点講評

第1欄 (平成30年7月2日申請分)

1 代表取締役たる取締役Bの氏変更

婚姻により氏を改めたBの氏変更の登記を申請する事案でした。取締役Bの氏変更のみ解答してしまい、代表取締役Bの氏変更を併せてしていない答案が目立ちました。今回の登記すべき事項における次のヒナガタ (少し前まで法務省ホームページに出ていたものと思われます。) は簡単に書いて便利なので、覚えておくとよいでしょう。ちなみに、現在法務局ホームページに出ている入力は、登記すべき事項を申請書に直接記載せず、別途提出する申請することを前提に、後記のようになっています。

平成○年○月○日代表取締役たる取締役甲野太郎の氏変更 氏名 乙野太郎

記

「役員に関する事項」 「資格」 代表取締役 「住所」 ○県○市○町○丁目○番○号 「氏名」 乙野太郎 「原因年月日」 平成○年○月○日甲野太郎の氏変更 「役員に関する事項」 「資格」 取締役 「氏名」 乙野太郎 「原因年月日」 平成○年○月○日甲野太郎の氏変更
--

添付書面において、「Bの戸籍事項証明書」や「戸籍謄本」という解答も散見されていましたが、自然人の氏の変更に関し、証明書の添付は要求されていないことに注意を要します。監査法人・税理士法人のような法人の名称の変更に関しては、原則として登記事項証明書の添付によって証明すべきことと比較して覚えてください。

2 社外監査役G社外性喪失

これが欠けている答案が目立ちました。いったん社外監査役として登記された者が、後から社外監査役の要件(特に、監査役の兼任禁止規定と重ならない会社法2条16号ハ、ニ及びホに規定するもの)に該当しなくなる(=社外性を喪失する)のはどのような場

合か、ざっと確認しておいてください。

4 取締役C, Dの退任（任期満了, 死亡）

第1欄において、平成30年6月20日開催の定時株主総会の終結時に任期満了退任した取締役Cについての退任の登記が記載されていない一方、この登記が第2欄で解答されている答案が目立ちました。これは、定款所定の員数に欠けたため、Cが、権利義務取締役になったと判断されたことによるミスだったと思います。しかし、申請会社の取締役の定款所定の最低員数は4名であったところ、これに欠ける状態となったのは、同月27日に取締役Dが死亡した時でした。本問と時系列が異なり、まず取締役Dの死亡によって現存員数が定款所定の員数と一致し、その次に残りの取締役の一人Cが任期満了し、又は辞任したのであれば、そのCは権利義務取締役となります。任期満了又は辞任によって欠員が生じたか否かについては、登記申請の時ではなく、任期満了又は辞任の時点に即して判断することを意識しておいてください。

5 代表取締役Aの就任（消極）

平成30年6月29日開催の取締役会における代表取締役Aの選定は、当該取締役会の定足数が充足していなかったため、登記することができない事項でしたが、この就任による変更の登記を解答した結果、添付書類に多数の余事記載（取締役会議事録、代表取締役の就任承諾書、印鑑証明書）が出ている答案がかなりありました。取締役2名の出席があったので、現存の員数3名に照らせば過半数の取締役が出ていることとなりますが、定款所定の員数が4名であることに照らせば、それでは過半数に達してはいないことに気付く必要がありました。このことは、特別利害関係人たる取締役を定足数算定の基礎に算入しない取扱いと並び、取締役会の定足数の充足の有無に関する重要なチェックポイントといえますから、この機会に押さえてください。定款所定の員数が偶数の場合、これに1名を欠くだけで、現在員数の過半数の出席では定足数を満たさなくなります。先例にも、取締役の定数6名のうち1名が死亡し、欠員のままでも、4名以上の取締役の出席があれば取締役会は有効に決議することができる（昭35.6.20民甲1520）、というものがあありますが、この場合3名の出席では足りないのです。

6 登録免許税額

資本金の額が1億円を超える会社の役員変更分のみであり、3万円が正解でしたが、6万円としている答案が多数ありました。役員の就任、退任、重任だけでなく、氏名の変更や社外性喪失についても同じ課税区分になることを押さえましょう。

7 添付書面の名称及び通数

取締役Cの定時株主総会終結時における任期満了による退任を証するためだけに、当該株主総会議事録を添付する事案でした。この総会では特に登記事項を生じる決議がされていなかったため、株主リストの添付を要しませんが、多くの答案に株主リストの記載がある結果になっていました。なお、株主総会議事録を添付しなければならないが、株主リストの添付を要しない場合について、本稿の補足をご覧ください。

第2欄（平成30年11月30日申請分）

1 募集株式の発行

募集事項の決定が2回されており、初回の募集株式の発行による変更の登記について第2欄で解答し、2回目は登記することができない事項として第3欄で解答すべき事案でした。

初回の募集株式の発行については概して良く出来ていました。ただし、募集株式が譲渡制限株式だったことから、募集事項の決定につき当該募集に係る種類の種類株主総会議事録及び株主リストの添付を要すること、同じ理由で、総数引受契約の承認につき取締役会議事録の添付を要することについては見落とされた方があるかもしれません。本問では、これらの承認決議があったことは聴取記録に明示されていましたが、たとえば「募集株式の発行につき必要な手続は全て適法にされた」などの聴取内容になっているときは、解答者が自分の知識で上記の手続を補って、種類株主総会議事録や取締役会議事録を添付書面とすることになります。

2 株式無償割当て

変更後の発行済株式の総数並びに種類及び数が誤っている答案が多数ありました。正解よりも100株多くなっている解答が多数見受けられ、正解よりも100株少なくなっているものも散見されました。これらのミスは、自己株式の取扱いをめぐって生じたと考えられますので、次の2点に留意してください。

- ①〈当該株式会社に割り当ててはならない。株式の分割と異なり、自己株式が増加することはない。〉
- ②〈当該株式会社以外の株主に割り当てる株式は、新株又は（あれば）自己株式のどちらでもよい。発行可能株式総数・発行可能種類株式を超過しない限り、自己株式があってもそれに手を付けず、新株を発行してよい。〉

本問においては、自己株式100株が存在し、かつ、株式無償割当てにおいて自己株式を交付しない事案が問題になっていました。100株過多のミスは自己株式についても新株を割り当ててしまったこと（上記①の見落とし）により、100株過少のミスは自己株式を交付してしまったこと（上記②の見落とし）によるものと思われますので、これらで躓いた方は留意してください。

3 取締役の変更及び取締役会設置会社の定め廃止

(1) 取締役の変更

第1欄の申請日に係る平成30年6月20日開催の定時株主総会に続き、1年経たずに平成30年10月27日に定時株主総会が開催されている事案でした。これは事業年度変更後の最初の事業年度を1年に満たないもの（平成30年4月1日から同年7月31日まで）としていたからです。この事業年度に関する定時株主総会の日である平成30年10月27日に退任する取締役はAだけであったところ、取締役K（旧氏名B）とEについても退任の登記を申請してしまっている答案が散見されました。役員が任期満

了退任する定時総会はどれかの判断は非常に重要です。一般的に言って、①選任の日付、②法定任期又は定款所定の任期、③事業年度及び④ある事業年度に関する定時株主総会の終結の日付が与えられれば、必ず任期満了の日を割り出すことができます。今回本問における取締役の退任日付を間違ってしまった方は、よく見直しておいてください。

また、取締役会設置会社の定め廃止後に新たな取締役F及びLが選任され、これらの者の就任による変更の登記を申請する事案でしたが、これらの者について「本人確認証明書」（商登規 61 条 7 項本文）2 通を添付してしまっている答案がほとんどでした。取締役会設置会社でなくなったからには、商業登記規則 61 条 5 項による同条 4 項の読み替えは適用がなくなるので、F 及び K の就任承諾書に係る「印鑑証明書」（商登規 61 条 4 項後段）を添付すべきであり、したがって、本人確認証明書の添付は不要になります（商登規 61 条 7 項ただし書）。

(2) 取締役会設置会社の定め廃止／代表取締役の選定方法の変更

取締役会の決議で代表取締役 K（旧氏名 B）を選定し、その登記をしていたところ、①取締役会を置く旨の定めを廃止し、②代表取締役の選定は取締役の互選による旨の定めを設け、③互選により従前の代表取締役 K を選定した、という事案でした。この場合、登記申請をすべきものが①の取締役会設置会社の定め廃止だけであることに注意すべきです。②はそもそも登記事項ではなく、③については K の代表取締役の地位に変動がないからです。また、この場合に申請書の添付書面となるのは①及び②の定款変更を決議した株主総会の議事録だけであり、③の選定行為につき互選書、印鑑証明書や就任承諾書の添付によって証明する必要もありません。今回、代表取締役 K の重任の登記を解答し、また、互選書等を添付してしまっている答案が多数見受けられましたので、上記をよく理解しておいてください。

ちなみに、取締役会設置会社の定め廃止前に代表取締役 X 及び Y があったところ、互選により X を定めた事案であれば、代表取締役 Y の代表権喪失による退任の登記を申請し、この退任を証する書面として X を定めた互選書（印鑑証明書までは要らない）及び X の就任承諾書が添付書面となります。また、取締役会設置会社の定め廃止前に代表取締役 V 及び平取締役 W があったところ、互選により W を定めた事案であれば、代表取締役 W の就任による変更の登記及び代表取締役 V の代表権喪失による退任の登記を申請し、互選書及びその印鑑証明書並びに代表取締役 W の就任承諾書を添付することになります。

4 監査役の変更及び監査役設置会社の定め廃止

監査役会設置会社の定め廃止の登記は、みなさんよく書けていました。また、現行法上、社外監査役である旨の登記は、この定めに伴ってする場合に限定されるので、その登記の抹消を併せて申請することになる点も、ほとんどの答案において理解が示されていました。ただし、上記第 1 欄の 2 で述べた社外監査役 G につき①「社外性喪失」の

登記を見落とした結果、Gについても②「監査役会設置会社の定め廃止により変更」の登記をしてしまっている答案が散見されました。なお、同じように社外監査役である旨の登記を消す場合であっても、①と②では対応する実体が異なります。①は個々の社外監査役が社外監査役でなくなったことによるものであるのに対し、②は監査役会の定めが廃止された場合、単に社外監査役である旨の登記が不要になるからその登記を消すので、他に社外性喪失の事由がなければ、社外監査役は、社外監査役のままです。

第3欄（登記することができない事項及びその理由）

①既に触れた定足数不充足の取締役会で選定された代表取締役の就任、②互選規定があるにもかかわらず株主総会で選定された代表取締役の就任及び③発行可能種類株式総数のうちに取得請求権付株式の対価として留保すべき数を侵害する募集株式の発行の3点が登記することができない事項でした。3つ全部書けている答案はごく少数でした。

補足 株主リストの要否についてのまとめ

1. 株主リストとは

株式会社等が変更の登記を申請する場合において、登記すべき事項につき総株主（若しくは種類株主全員）の同意又は株主総会（若しくは種類株主総会）の決議を要するときは、当該登記の申請書に、主要な株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面を添付しなければならない（商登規 61 条 2 項、3 項）。この書面は「株主リスト」と呼ばれています。なお、法務局ホームページにおける申請書記載例において、この書面の名称は「株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）」と表記されているので、このように書くのがベストです。

2. 株主総会の議事録等の添付を要するが株主リストの添付を要しない場合等

(1) 株主リストの添付の要否に関する基本的な考え方

商業登記の申請書に株主総会議事録を添付しなければならない場合は多数あり（商登法 46 条 2 項）、その多くの場合において株主リストの添付（商登規 61 条 3 項）をも要します。しかし、株主総会議事録を添付しなければならない場合であり、かつ、株主リストの添付を要しない場合があることに注意が必要です。それは、株主総会の決議が直接登記すべき事項について決議するものではなく、登記すべき事項との関係が間接的なものに止まる場合や、登記官において、その決議の有効性を審査する必要性が低いと考えられる場合とされています（「株主リストに関する一考察」登研 832P. 4）。

以下では、『登記研究 平成 29 年 6 月号（通巻 832 号）』掲載の論説「株主リストに関する一考察」（辻雄介，大西勇）が取り上げている事例の結論を、株主リストの添付を要しない場合と要する場合に分けて紹介しておきます。

(2) 株主リストの添付を要しない場合

① 会計監査人がその任期満了に係る定時株主総会で別段の決議がされなかったこと

- により再任されたものとみなされた場合において、その重任の登記を申請するとき
→ 会計監査人の退任を証する書面として定時株主総会の議事録を添付しなければならないが、株主リストの添付を要しない。
- ② 会計監査人がその任期满りに係る定時株主総会において当該者を再任しない旨の別段の決議がされた場合において、その退任の登記を申請するとき
→ ①と同様。その退任を証する書面として定時株主総会の議事録を添付しなければならないが、株主リストの添付を要しない。
- ③ 特例有限会社において、監査役を置く旨の定款の定めを廃止した場合において、これに伴い監査役の退任の登記を申請するとき
→ 監査役の退任を証する書面として、当該定款変更を決議した株主総会の議事録を添付しなければならないが、株主リストの添付を要しない。なお、監査役を置く旨の定款の定めは、特例有限会社の登記事項ではない（整備法43条1項）。
- ④ 特例有限会社以外の株式会社で、監査役を置く旨の定款の定めを廃止した場合において、これに伴い監査役の退任の登記を申請するとき
→ 特例有限会社と異なり監査役設置会社の定めが登記事項である株式会社においては、監査役設置会社の定めを廃止の登記の申請書には、株主総会の議事録と株主リストの添付を要する。ただし、この株主リストは、あくまで監査役設置会社の定めを廃止についてのものであり、監査役の退任について添付されるものではない。
- ⑤ 特例有限会社以外の株式会社で、公開会社となる旨（※）や役員任期を短縮する旨等の定款の変更を決議した場合において、これに伴い役員等の退任の登記を申請するとき
→ 定款の変更を決議した株主総会議事録を役員等の退任を証する書面として添付するが、これについての株主リストの添付を要しない。
※ 公開会社となるに伴い、株式の譲渡制限に関する規定の廃止等の登記を申請するのであれば、これについての株主リストの添付を要することは上記④と同様とされます。
- ⑥ 取締役選任権付株式を発行している場合において、種類株主総会の決議によってある取締役を解任したことによる変更の登記を申請する際に、当該取締役の選任に係る種類株主総会の議事録の添付を要するとき
→ 解任に係る種類株主総会についてその議事録と株主リストの添付を要するが、その選任に係る種類株主総会については、その議事録を添付すれば足り、株主リストの添付を要しない。
- ⑦ 取得請求権付株式の取得（初回）と引換えにする新株予約権の発行による変更の登記を申請する場合において、当該取得請求権付株式が発行されるまでにその内容として取得対価である新株予約権の具体的内容を株主総会の決議によって定めていたとき

- 取得対価である新株予約権の具体的な内容を登記官に対して明らかにするため、株主総会議事録の添付を要するが、その株主リストの添付を要しない。
- ⑧ 株主総会の決議によって新株予約権の募集事項として、資本金として計上しない額（会社法 236 条 1 項 5 号）を定めて新株予約権を発行し、その後当該新株予約権が行使された場合において、資本金の額の増加の登記等を申請するとき
- 募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、株主総会議事録及び株主リストの添付を要する。しかし、新株予約権の行使による変更の登記の申請書に、当該募集事項の決定に係る株主総会議事録の添付を要する場合であっても、株主リストの添付を要しない。

(3) 株主リストの添付を要する場合

- ① 株式会社が組織変更をした場合において、組織変更後の持分会社の組織変更による設立の登記を申請するとき
- 組織変更計画についての総株主の同意を証する書面（商登法 46 条 1 項）とともに、株主リスト（商登規 61 条 2 項 1 号）の添付を要する。
- ② 非取締役会設置会社において定款又は株主総会で選定された代表取締役の辞任の登記を申請するとき
- 定款の変更又は辞任の承認を決議した株主総会の議事録とともに、株主リストの添付を要する。
- ③ 発行済みのある株式の一部を他の種類の株式にした場合において、発行済株式の種類及び数の変更の登記を申請するとき
- 株式の内容の変更に応ずる株主と株式会社との合意書及びそれ以外の株主の同意書とともに、株主リストの添付を要する。
- ④ 非公開会社で第三者割当ての方法によって募集を行う際、株主総会の委任に基づき取締役又は取締役会によって募集事項を決定した場合において、募集株式の発行による変更の登記を申請するとき
- 募集事項の決定の委任を決議した株主総会の議事録とともに、株主リストの添付を要する。
- ⑤ 株主割当ての方法によって募集を行う際、申込期日までの期間について株主全員の同意（※）を得てこれを短縮した場合において、募集株式の発行による変更の登記を申請するとき
- 株主全員の同意書とともに、株主リストの添付を要する。
- ※ この場合の同意は、会社法が明文で要求しているものではなく、先例による取扱いです（上記③の場合も同様）。このような場合にも商業登記規則 61 条 2 項 1 号が当てはまるのです。
- ⑥ 清算終了の登記を申請するとき
- 決算報告を承認した株主総会の議事録とともに、株主リストの添付を要する。